

| No. | 許可区分 項目 | 産業廃棄物 処 分 業 | | | 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 | | | 備 考 |
|-----|--|----------------|----|----|-------------------------------|----|----|--|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | |
| ⑩ | (法人) 定款又は寄附行為 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | (法人) 登記事項証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 履歴事項全部証明書 |
| ⑪ | (個人) 申請者の住民票の写し及び医師の診断書等 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 誓約書については、省令様式第6号の2第10面 住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る（マイナンバーの記載のないもの。）。 法定代理人（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書。 出資者等（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。 |
| ⑫ | 誓約書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| ⑬ | 法定代理人（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 法定代理人（法人）の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑭ | (法人) 役員の住民票の写し及び医師の診断書等 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| ⑮ | (法人) 出資者等（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | (法人) 出資者等（法人）の登記事項証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑯ | 使用人の住民票の写し及び医師の診断書等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ⑰ | 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類（設備の所有権を有することを証する書類を含む。） | / | / | / | ○ | ○ | △ | |
| ⑱ | 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類 | / | / | / | ○ | ○ | △ | |
| ⑲ | 優良認定に係る誓約書等 | / | ○ | / | / | ○ | / | |
| ⑳ | 使用人の権限を証する書類 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | |
| ㉑ | 発生フローシート | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ | |
| ㉒ | 試験検査成績書の写し | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | |
| ㉓ | 他法令許認可証等の写し | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | |
| ㉔ | 許可証の写し | / | ◎ | ◎ | / | ◎ | ◎ | |
| ㉕ | 委託契約書の写し | / | ◎ | / | / | ◎ | / | |
| ㉖ | 政令第6条の6第1号の通知の写し | / | / | / | / | ◎ | / | |
| ㉗ | 産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し | ○ | / | ○ | ○ | / | ○ | |

*①～⑯は、省令で規定されている添付書類

◎：必ず添付が必要な書類 ○：該当すれば、添付が必要な書類

△：変更がない場合、添付を省略できる書類 /：添付を必要としない書類

<注1> 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

<注2> 産業廃棄物処分業の許可申請と特別管理産業廃棄物処分業の許可申請を同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書（指導指針様式第4号）を添付すること。

<注3> 「医師の診断書等」は「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。